

第七回 参議院文部委員会會議 録 第十号

昭和二十五年三月十日(金曜日)午後二時三十五分開会

委員の異動

本日議長において來馬琢道君を委員に指名した。

本日の會議に付した事件

○公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律案(内閣提出)

○教育委員会法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(山本勇造君) それでは委員會を開会いたします。

公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律案を議題にいたします。前回に引き続きまして、質疑に入りたと思いますが、御質問ございませんでしょうか、……ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(山本勇造君) それでは速記を始めます。

皆さんの御意見によりまして便宜日程を変更いたしました。教育委員会法の一部を改正する法律案が本委員会に付託になりましたから、緊急上程をいたしまして、大臣の提案理由の説明を聴いては如何かと思ひますが……

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本勇造君) 御異議がなければさように計らいます。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 一昨年七

第七部

文部委員会會議録第十号

昭和二十五年三月十日

〔参議院〕

月十五日公布施行されました教育委員会法の一部を改正する法律案をこの度国会に提出いたしましたのにつきまして、その提案の理由と改正要点を御説明いたしたいと思ひます。

第一は市町村に設けられる教育委員会の設置の時期についてであります。

これにつきましては、去る第五国会において中央、地方の財政状態その他の事情に鑑みまして、その設置を昭和二十五年年度は昭和二十七年年度とするよう法律改正が行われたのでありますが、この度町村の地域に設けられる教育委員会はすべて昭和二十七年年度に、市に設けられるものは昭和二十五年年度又は昭和二十七年年度に設置しようこととしたしました。

その理由は、町村の地域に設けられるべき教育委員会については、その地域的規模や委員会の組織、権限等につき、尙調査研究を要する問題が非常に多くあります関係上、これらについて十分検討するため、二十七年年度までの設置を延期することとし、二十五年年度には市にのみ教育委員会を設置し得るよう措置いたしましたことに基くのであります。

第二は委員の選挙に関する規定の改正であります。これにつきましては、教育委員会委員の選挙をも含めた選挙制度全般の改正も考慮されているのでありますが、今般は取敢て二十五年年度の選挙を控え、一昨年の経験に鑑み最少限度の改正を行うことにいたしました。即ち委員候補者の連署推薦人を

六十人以上百人以下と、その人数に制限を加えたこと、及び選挙運動については、都道府県及び五大市にあつては都道府県知事の、その他の市及び町村にあつては市町村議会の議員の選挙運動に関する規定をそれ〴〵準用し、いわゆる選挙運動における公営の範囲を五大市までにいたしたのであります。

第三は委員の他の職務との兼務及び服務などについてであります。現在委員は他の公務との兼務を可なり厳格に禁止されておりますが、教育委員会の委員の本務に支障のない程度にこれを緩和し、又委員の服務などについては現行法に規定を欠いておりましたが、教育委員会の委員の職責の特殊性及び重大性に鑑みまして、新らしく規定を設けることとしたしました。

第四は教育委員会の職務権限についてであります。これにつきましては、現在すでに実質的に教育委員会の権限として行われている事務、或いは地方公共団体の議会及び長との関係において権限の所在が必ずしも明確でない事務等について必要な規定を設け、以つて教育委員会の運営に遺憾なきを期したのであります。即ち、

一 学校その他の教育機関の建築、営繕の実施に関する教育委員会の責任及びその実施方法について明らかにすること。

二 学校その他の教育機関の使用にかかる財産の取得、管理及び処分に関する権限を明らかにすること。

三 学校の保健計画に関する権限を明らかにすること。

四 教職事務に関する収入の命令権を地方公共団体の長から教育委員会に委任しうること。

五 教育事務に關し議会の議決を経なければならぬものについては、すべて議案の原案は教育委員会の発案にかかわらしめることを常例とする。

六 都道府県の教育委員会の権限として、学校給食、文化財保存(史跡名勝天然記念物等)及び教育に関する法人についての事務を明らかにすることなどでありました。

第五は教育委員会と教育長との関係についてであります。現行法上両者の関係につきましては明確を欠く点もあり、實際運営上にも、ややともすれば円滑を失う憾みもありましたので、教育委員会の専門的助言者であり、且つその事務執行の面における教育長の職務の特殊性を明らかにし、両者の本来の機能と明確にいたした次第であります。

以上改正の主要点につきましてその内容及び理由を概略御説明いたしました。が、今回の改正は條文の一部改正を行つたものの十八ヶ條、追加又は新たに設けられたものの十一ヶ條、削除ないし全文改正をしたものの十ヶ條合計三十九ヶ條に亘つております。何とぞ慎重御審議の上御可決下さるようお願いいたします。

○委員長(山本勇造君) 政府委員の補足的説明及び質疑は他日にいたしましたので、日程通り進行することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本勇造君) それでは公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律案、短いものですが、第一項から政府委員にちよつと読んで貰ひまして、それから逐條にやつて行くといふかと思ひますので、そういうふうに計らいたいと思ひます。

○政府委員(飯本亨弘君) 簡単にござりますのでちよつと條文を朗読いたします。簡単に御説明いたします。

第一項「この法律施行の際現に公立大学(学校教育法昭和二十二年法律第二十六号)第九十八條の従前の規定による公立の大学、大学予科、高等学校及び専門学校を含む。以下同じ。)の文部事務官又は文部技官である者は、別に辭令を發せられない限り、当該公立大学を設置する地方公共団体の職員に任命されたものとする。」これは大学の教員につきましては教育公務員特例法で、又事務職員につきましては、高等学校以下だけは教育委員会法で地方公務員になつておつたのでありますが、公立大学に置かれた事務職員だけが文部事務官になつておりましたので、この法律で辭令を用いないで、當然に切換えるということをしたのであります。

次は第二項であります。〔前項の職員のうち休職、停職又は減給中の者があつた場合には、これらの処分は、

同項の地方公共団体の長がしたものとみなす。」これはこういう処分をしてて、そのおるものがある場合においての、その処分の継続を規定したのであります。が、実際におきましては、殆んどこの適用を受ける者はないのであります。

第三項は、第一項の職員が引き續き公立学校（学校教育法第九十八條の従前の規定による公立学校を含む。以下同じ）の事務職員又は技術職員となつた場合その者が引き續き恩給法（大正十二年法律第四十八号）第二十二條に

規定する教育職員又は準教育職員とみなされる者として在職し、更に引き続き公立学校の事務職員又は技術職員となつた場合を含む）においては、同條第一項に規定する教育職員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。」これは第一項の処置によりまして地方公務員になりました事務職員の恩給の継続を規定したのでございます。簡単にございしますが、御説明申し上げます。

○若木勝藏君 一つだけ質問したいのでありますが、第一項によりまして、「当該公立大学を設置する地方公共団体の職員に任命されたものとする。」と、こうなつた場合に、給與關係は支障が起らないか、これがどういふふうになるか。

○政府委員(劍木亭弘君) これは名儀上は文部事務官、ございましたが、俸給とか一切の給與は、全部公共団体の方から支拂われておつたのでありまして、そのまままだ名儀が切換えられるだけであります。給與その他には何らの影響も及ぼさないであります。

○藤田芳雄君 只今のやはり関連するのがあります、今までにはこうし

た手続がなかつたから、いわゆる地方公共団体の職員でなかつたのですが、今度そうなりますと、先に決められました定員定額というようなこと、ああいうようなものとの関連はどうなるのですか。

○政府委員(齋木幸弘君) 公立大学だけでございまして、これは現におる定員だけは公立大学から支出しておるわけでございまして、例の定員定額と小中学校との関係は全然ございませ

○藤田芳雄君 中小学校関係のみが定員定額でなしに、地方に参りますということ、むしろ高等学校関係の方の教育職員の定員ということが大きな問題になって来ておるわけなのですが、それに別に関係ございませんか。

○鈴木憲一君 この第二項の「地方公学校、高等学校については、定員定額がありますけれども、大学の方には全然関係がございませぬ。

「共同体の長がしたものとみなす。」という該当なんですが、これは実際に適用者はないというふうに言われたのですけれども、これは過去においてそういう該当者があつた場合には、地方公共団体の長がしたものとみなしておるわけなんです、実際にはそういうのはない

ということになると、この項は必要ないのじゃないのですか。

○政府委員(劍木亨弘君) 殆んどないと申上げましたが、実は全部を通じて、休職者が三級で一名だけあります。これは念のために申上げて置きます。

○河野正夫君 私は内容のことよりも、第二項のこういう表現が、戦後派

の法律にはしぼくあるのですけれども、事務当局に伺いたいのですが「地方公共団体の長がしたものとみなす。」これはこれでもよいものでございましょうか。文章の上で如何なものかございましょうか。行なつたものと

みなすというふうな意味なのでしようが、そういう表現は却って何か支障があるのですか。

○政府委員(艸本亨弘君) 公共団体の長がしたのではないのでありますけれども、だからこの表現の仕方だと思っ

のですけれども、行なつたものとか……。まあ一応こういう用語例に従つてやつておるのですけれども……

○河野正夫君　まああるのならいいのことすけれども……ちよつと内容のことですが、この法律が仮にできるとしま

すると 昨年公立大学の職員になった者は、これはもとより、昨年新任と言いましても、他の公立学校の教育等をやつておつて、或いは昨年他の国立大学におつて、或いは官吏になつておつ

て、それで昨年公立大学の事務職員、技術職員になった者は、恩給が継続するのでありますけれども、つまり地方の公共団体の職員になつても、恩給が継続するものでありますけれども、この特例法が適用されておる地方教官の場合には、引続いておる者は勿論適用

されすけれども、その後切れておつたような者は適用されない。そこに年度のズレがありますね。公立大学の事務職員で地方の事務職員になる者と、それから教員、或いは又高等学校以下の公立学校の事務職員といったようなものは、時間的にズレがあるですね。

その点は考慮されておるのか、まあ考慮しても大したことはないという意味

で構わずに置くのか、その点承りたい。大したことはないのですけれども、理論的に言うときズレがある。事実上大したことはないから構わんで置いたというのか、その点承りたいと思います。極く端的に言うと、これは恩給ということ

とに關係が餘にないのです。事実上ないのですけれども、昨年新任された者は、勿論直ちに一般恩給には關係ありませんけれども、今退職するという場合にはありませんでしようが、併し、昨年新任されて、公共大学の事務職員

になつて、今後十七年間あるという場合には、ずっと恩給が継続しますね。ところが、他の公立学校に教員をしておつて、事務職員をしておつて、休職した者は、恩給は継続しないのですね。だから、そういう者に公平に考慮

がなされたのか、なされても必要がな
いという見解でありましょうか、その
点を承りたいと思います。

更めて申し上げますが、只今公立学校
に新らしく採用される者には恩給法の

適用がないことは、御承知だろうと思
う。それ故、昨年普通の公立学校の教
職員に新任せられた者については、恩
給の適用がない。併しながら、昨年公
立大学に職員として新任せられた者
は、まだ官吏たる身分があるから、恩
給法の適用を受けつつあるわけです。

そうして、本年この法律が通過したことによつて、地方職員になつてもその恩給は継続すると、だからそこに、同じ昨年度における地方の学校の教員なり職員なりに任命されておりながら、一方は若しも或る程度の年限を勤めれば恩給が適用され、一方は適用されない

いという不合理がある。その点につき、何分の考慮が拂われておつたかど

うか、こういうことを一つ承りたい。
○政府委員(飯本亭弘君) そのズレが
できましたことは事実でございます
が、やはりこれは、法律を制定する時
期に食違いがございまして、そこにズ
レが起つたのでございます。併し、地

方公務員になりました者については、
新しい規定によりまして、地方の規
定によつて……恩給法によるものでは
ありませんが、それに相当する待遇を
受けると、これの方は、まあ同じ年度
ではありますけれども、法律の時期に

よつてではありますけれども、恩給法の適用を受ける、その実際の適用の範囲は違いますが、どちらが、どちらが有利であるかというような問題は別の問題になります。

○河野正夫君　その説明で了承してお

いてもよろしいのですけれども、念のために伺つて置きたいと思うのですが、例えば本年の四月に新規採用される地方の公立学校の教員乃至は職員については具体的に何らの恩給というも

のがないと思うんですが、地方が地方で特別な恩給の規定を持つておる自立町村はある得るわけであります。全般的に言えばそういうものはないわけあります。それ故それについてこれは地方の自治団体の公共団体の自主に委すべきものであるということであれば

ともにかくにもそうでないといふればならぬかの便法が講じられておるのか。或いはこれから請する予定であるのか、その点承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(劍木亭弘君) 地方公務員につきましては、府県の條例で退職料というのが恩給に代るべき制度として

あるわけでありまして……

○河野正夫君 一般的にあるのですか。

○政府委員(飯本亨弘君) 一般的にある。恩給というのは退隠料という形に地方においては変つて来たと考えております。

○委員(山本勇造君) 外に御質問ございませぬか。質疑は結局したものとして御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(山本勇造君) それでは討論に入ることになります。御意見の方は賛否を明らかにして御発言を願います。

○岩間正男君 討論を省略して直ちに採決に入ることの動議を提出いたします。

○委員(山本勇造君) 岩間君の動議に御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(山本勇造君) それでは討論を省略いたしまして、直ちに採決に入ることになります。公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律案を原案通り可決することに御賛成の方は御起立を願います。

〔総員起立〕

○委員(山本勇造君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。

尙本会議における委員長口頭報告の内容は本院規則第四四條によつて予め多数意見者の承認を経なければならぬことになっておりますが、これは委員長において本案の内容、委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨、及び表決等の結果を御報告することとして御承認を願うことに御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本勇造君) 御異議ないと

認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の御署名を附することになっておりますから、本案を可とする方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

若木 勝藏 岩本 月洲
木内キヤウ 藤田 芳雄
河崎 ナツ 河野 正夫
岡崎 眞一 梅原 眞隆
來馬 琢道 堀越 儀郎
三島 通陽 岩間 正男
鈴木 憲一

○委員(山本勇造君) 御署名洩れはございませぬか。

〔速記中止〕

○委員(山本勇造君) 速記を始めではこれにて散会いたします。

午後三時五分散会

出席者は左の通り。

委員長 山本 勇造君
理事 若木 勝藏君
岩本 月洲君
木内キヤウ君
藤田 芳雄君

委員 河崎 ナツ君
河野 正夫君
左藤 義詮君
岡崎 眞一君
大隈 信幸君
星 一君
梅原 眞隆君
來馬 琢道君
堀越 儀郎君
三島 通陽君

岩間 正男君
鈴木 憲一君
国務大臣 高瀬莊太郎君
文部大臣 高瀬莊太郎君

政府委員 文部事務官 飯本 亨弘君
(大学学術局長) 西崎 惠君
文部事務官 西崎 惠君
(社会教育局長) 辻田 力君
文部事務官 辻田 力君
(調査普及局長)

三月九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、教育委員会法の一部を改正する法律案

教育委員会法の一部を改正する法律案

教育委員会法の一部を改正する法律案

教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項に次の但書を加える。

但し、委員の任期満了の日以前に通常選挙を行った場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から、これを起算する。

第十條第一項を次のように改める。

国会の議員、地方公共団体の議会の議員(第七條第三項の委員たる議員を除く)、常勤の国家公務員及び地方公務員並びにその就任について国会又は地方公共団体の議会の選挙、議決又は同意を必要とする国家公務員及び地方公務員は、教育委員会の委員を兼ねることができない。

第十五條を次のように改める。

第十五條 委員の選挙は、衆議院議

員選挙人名簿及び補充選挙人名簿又はその抄本により、これを行う。

2 市町村の選挙管理委員会、教育委員会の委員の選挙を行う場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十六條第二項に規定する補充選挙人名簿を調製しなければならない。

第十六條第二項中「六十人以上の下に「百人以下」を加える。

第二十一條第一項中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

第二十七條中「委員の選挙の選挙運動に、」を「都道府県及び同法第五十五條第二項の市の教育委員会の委員の選挙の選挙運動に、」に、「同條第三項」を「同法第七十二條第三項に改め、同條但書を次のように改める。

但し、同法第七十二條第一項において準用する衆議院議員選挙法(大正十四年法律第四十七号)第四百四條第四項中「都道府県ノ選挙管理委員会」とあるのは、地方自治法第五十五條第二項の市の教育委員会の委員の選挙について、

は、「当該市の選挙管理委員会」と読み替へるものとする。

同條に次の一項を加える。

2 地方自治法第七十二條第一項において準用する衆議院議員選挙法第九十條但書の規定は、前項の規定にかかわらず、同項の市の教育委員会の委員の選挙の選挙運動については、これを準用しない。

第二十八條中「地方自治法に定める」を削る。

第二十九條第二項中「前項」を「選

挙による委員」に改め、同條に次の一項を加える。

3 第七條第三項の規定による委員の解職の請求に關しては、地方自治法に定める同法第八十八條第二項に規定する委員の解職の請求の例による。

第三十二條を次のように改める。

(委員の服務等)

第三十二條 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

第三十九條の次に次の一條を加える。

(會議録)

第三十九條の二 教育委員会の會議の次第は、すべて會議録に記載しなければならない。

2 前項の會議録について必要な事項は、教育委員会規則で、これを定める。

第四十二條を次のように改める。

第四十二條 削除

第四十四條第一項中「會計及び」を削る。

第四十五條第一項中「指導主事」を「指導主事並びに」に、「建築その他必要な事項に關する専門職員並びにその他必要な事務職員」を「学校保健、建築その他の事項に關する事務又は技術に従事する必要な事務職員及び技術職員」に改め、同條第四項中「並びに学校の事務職員」を削る。

第四十六條を次のように改める。

第四十六條 削除

第四十七條中「特殊な事項に關

する専門職員を「特殊な事務又は技術に従事する事務職員又は技術職員」に改める。

第四十九條中「左の事務を行う。但し、この場合において、教育長に對し、助言と推薦を求めることができる。」を「第四條に定める権限を行使するために、左に掲げる事務を行う。」に改める。

同條第一号中「設置」の下に「管理」を加え、同條第二号を次のように改める。

二 学校その他の教育機関の用に供し、又は用に供するものと決定した財産（教育財産という。以下同じ。）の取得、管理及び処分に関する事。

同條第五号中「別に教育公務員の任免等に関して規定する法律」を「教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）に、同條第七号中「教育その他教育関係職員」を「教育委員会及び学校その他の教育機関の職員」に、同條第八号中「実施の指導」を「実施」に、同條第九号中「整備計画」を「整備」に改め、同條第十八号中「法律に別段の定のない」を削り、同條第十六号を同條第十九号とし、以下三号ずつ繰り下げ、同條第十五号の次に次の三号を加える。

十六 校長、教員その他の教育職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、福利及び厚生に関する事。

十七 学校の保健計画の企画及び実施に関する事。

十八 学校環境の衛生管理に関する事。

（教育長の職務）

第五十條中「都道府県委員会は、前條各号に掲げる事務を行う外、左の事務を行う。但し、この場合において、教育長に對し、助言と推薦を求めることができる。」を「教育委員会の権限に属する事務のうち、左に掲げるものは、都道府県委員会のみが、これを行う。」に改める。

同條第五号を次のように改める。

五 都道府県内の学校の学校給食に関する企画並びに学校給食のための配給物資の管理及び利用に関する事。

同條に次の二号を加える。

六 史跡、名勝、天然記念物、国宝及び重要美術品等の保存に関する事。

七 教育に関する法人（私立学校を設置する法人を除く。）に関する事。

第五十二條の次に次の三條を加える。

（事務の委任及び臨時代理）

第五十二條の二 教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

会の処理するすべての教育事務をつかさどる。

2 教育長は、教育委員会の行うすべての教育事務につき、助言し、推薦することができる。

3 教育長は、教育委員会の事務局長の事務を総括し、及びその職員を指揮監督する。

4 教育長は、自己の身分取扱に於いての議事が行われる場合を除く外、教育委員会のすべての会議に出席しなければならない。この場合、教育長は、議事について発言することができるが、選挙及び議決に加わることができない。

5 教育長は、その事務執行に關し、及び教育委員会の所轄地域の教育に關し、必要な報告及び資料を教育委員会に提出しなければならない。

（指導主事の職務）

第五十二條の四 指導主事は、校長及び教員に助言と指導を與える。但し、命令及び監督をしてはならない。

第五十三條第二項を次のように改める。

2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものは、一定の公告式により、これを公布しなければならない。

則の定めるところにより、」を加える。

第五十四條の次に次の二條を加える。

（学校の保健）

第五十四條の二 教育委員会は、学校身体検査、精密検診その他の事項に關し、政令で定める基準に従い、保健所を設置する地方公共団体の長に對し、保健所の協力を求めるものとする。

2 保健所は、学校環境の衛生、学校の保健に關する資料の提供その他の事項に關し、政令で定める基準に従い、教育委員会に助言と援助を與えるものとする。

（建築の実施）

第五十四條の三 教育委員会は、学校その他の教育機関の建築の実施を、地方公共団体の長に、原則として委任するものとする。この場合において、建築の実施に關し、教育委員会において意見があるときは、地方公共団体の長は、これに従わなければならない。

第五十八條の次に次の一條を加える。

第五十八條の二 教育委員会の所掌に係る既定予算を追加し、更正し、又は暫定予算を調整する場合においては、前三條の例による。

め、同條中「左のものに関する議案」を「左に掲げる事項その他教育事務に關するものの議案」に、同條第四号中「第六十六條第二項」を「第六十六條第三項」に改める。

第六十二條中「前條各号の事件」を「前條に規定する事件」に改める。

第六十三條の次に次の三條を加える。

第六十三條の二 地方公共団体の長は、第六十一條に規定する事件の議案の原案の送付を受けたときは、すみやかに議案を作成し、これを地方公共団体の議会に提出しなければならない。

第六十三條の三 第六十一條に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十三條の四 学校その他の教育機関が廃止される場合には、教育委員会は、当該教育機関の使用する教育財産の廃止後の用途について、あらかじめ、地方公共団体の長と協議するものとする。

第六十六條から第六十八條までを次のように改める。

（学校その他の教育機関の職員）

第六十六條 教育委員会の所管に属する学校に、校長、教員並びに必要な事務職員及び技術職員を置く。

2 教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関に、必要な事務職員及び技術職員を置く。

3 前二項に規定する職員の定数

は、法律又は政令に別段の定がある場合の外、当該地方公共団体の條例で、これを定めなければならない。

(教育長等の身分取扱)

第六十七條 前條第一項及び第二項に規定する学校その他の教育機関の事務職員及び技術職員は、教育長の推薦により、教育委員会が、これを任命する。

2 教育長、第四十五條第一項及び第二項に規定する職員並びに前條第一項及び第二項に規定する職員の任免、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に別段の定があるものを除く外、別に地方公共団体の職員に關して規定する法律の定めるところによる。

(教育長等の給與)

第六十八條 地方公共団体は、前條第二項に規定する職員に対して、教育公務員特例法及び別に地方公共団体の職員に關して規定する法律の定めるところにより、地方自治法第二百四條及び第二百五條に規定する給料、退職料その他の給與を支給しなければならない。

2 地方自治法第二百六條の規定は、前項の給與について、これを準用する。

第七十條第一項を次のように改める。
大阪市、京都市、名古屋市の神戸市及び横浜市(五大市という。以下同じ)並びに既に教育委員会を設置しているその他の市以外の市は昭和二十五年十一月一日又は昭和二十七年十一月一日に、町村(既

に教育委員会を設置している町村を除く。)は昭和二十七年十一月一日に、それぞれ教育委員会を設置しなければならない。

第八十條を次のように改める。

第八十條 削除

第八十一條本文を次のように改める。

第六十七條第二項及び第六十八條第一項に規定する別に地方公共団体の職員に關して規定する法律が制定施行されるまでは、第六十七條第二項に規定する職員の任免、懲戒、服務、給與その他の身分取扱に関する事項に關しては、これらの項の規定にかかわらず、この法律及び教育公務員特例法に別段の定があるものを除く外、当該地方公共団体の長の補助機関たる吏員の例によるものとする。

第八十二條を次のように改める。

第八十二條 削除

第八十八條を次のように改める。
第八十八條 第七十條第一項の規定により教育委員会を設置しようとする地方公共団体において、その教育委員会の委員の最初の選挙が行われたときは、当該地方公共団体の長は、第三十四條第三項及び第四項の規定に準じて、教育委員会の会議を招集し、その年の十一月一日に最初の会議を開かなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する選挙の行われた年の十一月一日に成立するものとする。

3 第七十四條から第七十七條まで及び第七十九條の規定は、前項の規定により教育委員会が成立した

場合について、これを準用する。

但し、第七十四條中「その成立の日から、都道府県知事にあつては三十日以内、五大市の市長にあつては二十日以内」とあるのは「都道府県委員会及び市町村長は、その成立の日から二十日以内に」と、第七十五條中「都道府県知事又は五大市の市長」とあるのは「都道府県委員会及び市町村長」と、第七十七條第一項中「昭和二十三年十一月一日に都道府県及び五大市の教育局部の長」とあるのは「第八十八條第二項の規定により教育委員会が成立した日に当該市町村の教育関係の部課の長」と、「都道府県又は五大市」とあるのは「当該市町村」と、同條第二項中「昭和二十四年」とあるのは「第八十八條第二項の規定により教育委員会が成立した年の翌年」と、第七十九條中「都道府県又は五大市」とあるのは「当該市町村」と読み替へるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 史蹟名勝天然紀念物保存法(大正八年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第一條第二項及び第三條中「地方長官」を「都道府県ノ教育委員会」に改める。

3 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第十八條を次のように改める。
(社会教育委員の定数等)
第十八條 社会教育委員の定数、任

期その他必要な事項は、当該地方公共団体の條例で定める。

2 前項の條例に關する議案の作成及び提出については、教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)第六十一條に規定する事件の例による。

昭和二十五年三月二十四日印刷

昭和二十五年三月二十五日發行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁